

米沢市犯罪被害者等支援条例（案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象条例

米沢市犯罪被害者等支援条例（案）

2 意見募集期間

令和5年9月8日（金）～令和5年9月28日（木）

3 意見の提出者数及び件数

・提出者数 1名／提出件数 6件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次頁以降に記載しています

番号	項目	頁	意見の内容	回答	修正の有無
1	定義	1	「犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」となっていますが、市内に住所を持っていない人も含むのでしょうか。 そのことは、被害者を救済するためにも大事です。あらゆる立場の被害者に支援の手を伸ばしてほしいので定義付けてもらいたいです。	住所に関わらず、相談には幅広く応じていきます。犯罪被害のケースによっては、第13条の規定により、本人の了承のもと、その方が住民登録をしている自治体への相談、情報提供などの橋渡しを考えております。	無
2	基本理念	1	犯罪被害者の心情は、推し量ることができないほど大変なものだと思います。市民一人一人が、状況を理解したうえで、各自できる取組を行うことが大事ですので、そのことを明記すべきと考えますが。	第5条に市民等の責務を規定しています。一人一人が犯罪被害者等のためにできる取組は様々であるため、具体的な明記は避け、原文のままとさせていただきます。	無

3	市 の 責 務	2	「市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。」では不十分だと思います。これは当たり前のことですので、より被害者に寄り添って行政が支援するという意味からも、総合相談窓口を設けてほしいです。	犯罪被害者等が求める必要な支援について、十分に話を伺い、ワンストップサービスで対応できるように担当部署と連携してまいります。新たな総合相談窓口の設置は考えておりませんが、相談状況を鑑みて、必要性がある場合、今後検討する際の参考とさせていただきます。	無
4	事 業 者 の責務	2	事業者の責務では、特に、報道者には特に慎重な対応が求められます。被害者に寄り添った報道の在り方、加害者に関する情報提供の範囲などより踏み込んだ内容にしてはいかがでしょうか。	事業者の責務として想定していることは、被害者等がその被害に関する捜査や裁判手続等に関わることができるように、職務内容や勤務体制等の職場環境についての配慮、併せて事業者の事業活動においては被害者等の対応に配慮いただくことです。報道については、各報道機関の方針等がありますので、配慮にとどめ原文のままさせていただきます。	無

5	経 済 的 負 担 の 軽 減	3	犯罪被害者は、場合によっては、仕事を失ったり、入院したりして、経済的に困窮することが考えられます。経済的な支援制度に関する情報の提供などでは不十分ではないでしょうか。 一時的な生活支援金や見舞金を支給するなど、より具体的な支援策を明記してほしいです。	経済的負担の具体的な支援策について、米沢市犯罪被害者等支援条例の制定に併せて見舞金の支給要綱を整備し、見舞金を支給することを検討しています。	無
6	学 校 に お け る 支 援		犯罪被害者が児童、生徒等であるときは、特に慎重な配慮が必要ですので、別立ての項目を設ける必要があるのではないのでしょうか。 学校と連携し、必要十分な支援を行うことを明記してほしいです。	犯罪被害者等は、成人だけでなく未成年者も考えられ、未成年者へは特に慎重な対応が求められます。ご意見を踏まえ、以下のとおり条例案に未成年者への配慮を追加します。 (未成年者への配慮) 市は、犯罪被害者等が未成年である場合における支援にあたっては、その年齢及び発達の程度に応じて十分に配慮しなければならない。 学校との連携に関しては、各関係機関を通じて連携して参りたいと思います。	有

【議会からの意見等】

番号	項目	頁	意見の内容	回答	修正の有無
1	その他		犯罪被害についての一番の被害は、報道による二次被害である。また、被害者が大黒柱だった場合、経済的な支援も必要である。ケアを行いながらの啓発活動を行うことも重要である。支援が整えば犯罪被害に遭われた方は安心すると思う。	誰が被害に遭うかわからないため、社会全体で支えていけるように慎重に考えていきたいと思います。	無
2	その他		行政の公的支援が不足していると感じるため、支援をしっかりと考えてほしい。	国の給付金制度もあります。市として考えているのは、国の給付金をもらえるまでのつなぎとして、生活を守るための見舞金や裁判手続きのための休暇取得の理解など各分野で理解を深められるようにしていきたいと思っています。	無